

令和 8 年度林業・木材産業循環成長対策交付金事業（木造公共建築物等の
整備）要望量調査要領（国庫補助事業）

令和 7 年 5 月 29 日
みやぎきスギ活用推進室

第 1 事業概要等

1 事業内容

国庫事業である令和 8 年度林業・木材産業循環成長対策交付金を活用した公共建築物
の木造化・木質化に対する支援

2 補助対象者

- (1) 市町村等
- (2) 下記「3 補助対象施設」の (2) を整備する事業体（ただし、個人は除く。）

3 補助対象施設

- (1) 市町村等が整備する公共の用又は公用に供する建築物（ただし、庁舎や公営住宅等
は原則として除く。）
- (2) 下記に示すア～キの施設（ただし、営利を目的とする施設は除く。）
 - ア 学校
 - イ 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類する社会福祉施設
 - ウ 病院又は診療所
 - エ 体育館、水泳場その他これらに類する運動施設
 - オ 図書館、青年の家その他これらに類する社会教育施設
 - カ 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降
又は待合いの用に供するもの
 - キ 高速道路の通行者又は利用者の利便に供するための休憩所

4 補助率等（※補助率及び補助要件等は予定であり、変更となる可能性があります。）

- (1) 補助率は、次のとおり
 - ア 木造施設・・・木造化に要する費用の 15% 以内
（ただし、CLT 活用等のモデル性が特に高いものは 1/2 以内）
 - イ 木質内装・・・木質化に要する費用の 1/2 以内
（ただし、建築工事費の 3.75% を超えないこと）
- (2) 補助要件等は、次のとおり
 - ア 補助対象経費は、消費税相当額を除く建築主体工事費とし、電気設備工事、上
下水道工事、外構工事、既存解体工事等は除きます。
 - イ 木造公共施設については、原則として延べ床面積が 300 m² 以上であり、かつ単
位面積当たりの地域材利用量が 0.18 m³/m² 以上の施設が対象になります。
 - ウ 木質内装については、対象施設の延べ床面積が 300 m² 以上であること、かつ木
質内装を行う床及び壁等の合計面積が 300 m² 以上であり、そのうち地域材が 50%
以上使用されている施設が対象になります。

- エ 木造公共施設にあっては、原則として、建築基準法施行令第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分に用いる製材品については、「日本農林規格等に関する法律」の規定に基づき、「製材の日本農林規格」又は「桝組壁工法構造用製材及び桝組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格」に適合すると認められ、格付けされたものを使用する施設が対象になります。
- オ 木造公共施設の整備に必要な資材等の調達においては、該当する木造公共施設の整備に必ず使用される資材等であり、支援の対象となった資材等については、当初の事業計画等に基づき、該当する木造公共施設の整備に必ず使用する必要があります。
- カ 不特定多数の利用者が年間延 1,000 人以上利用することが見込めることかつ、事業費に応じて費用対効果を満足させる必要があります。
- キ 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律の実効性を高めるため、公共建築物の整備が行われる自治体にあっては、同法に規定する市町村方針の作成を行う必要があります。
- ク 上記の他、林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領等によります。

第2 要望量調査期間

令和7年8月29日（金曜日）までに、「要望量調査表」及び関係資料を、市町村を通じて西臼杵支庁又は各農林振興局の林務課へ提出してください。

第3 その他

- 1 国庫補助であるため、成立する予算内容等に応じて事業実施内容等が変更となる可能性があります。
- 2 要望が多数の場合など、事業採択ができない場合があります。また、補助金額の調整を行う可能性があります。
- 3 交付決定を受けてからの着手となりますので、令和8年6月下旬以降に着工予定の施設が対象となります。（着工済み（契約済み）の工事については、申請できません。）また、令和9年3月中旬までに事業を完了する必要があります。
- 4 補助対象物件を担保に供し、民間の制度融資から融資を受けることはできません。また、原則として他の補助金との併用はできません。

第4 問合せ先

宮崎県環境森林部山村・木材振興課

みやざきスギ活用推進室木材利用拡大担当（担当者：杉本）

電 話 0985-26-7156

FAX 0985-28-1699

メール miyazaki-sugi@pref.miyazaki.lg.jp